

議案第 55 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）」を加える。

第 9 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ」を「1 人につき」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 5,000 円」を削る。

第 24 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第 24 条の 3 の 2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 153 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて市川市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、武力攻撃災害等派遣手当について準用する。

別表第7中「第24条の3関係」を「第24条の3、第24条の3の2関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第24条の3の次に1条を加える改正規定及び別表第7の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

理　　由

国の人事院勧告等を考慮し職員の扶養手当を改定するほか、地方自治法の改正を踏まえ武力攻撃災害等派遣手当の額及びその支給方法を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

